租税条約の規定による令和　　年度分個人市・県民税の免除に関する届出書

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第11条に基づき次のとおり届け出ます。

令和　　年　　月　　日

恵那市長 あて

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 市・県民税の  免除を受ける者 | 氏名 |  | | |
| 住所(居所) |  | | |
| 生年月日 |  | 年齢 |  |
| 国籍 |  | 入国年月日 |  |
| 在留資格 |  | 納税地 |  |
| 在留期間 |  | | |
| 入国前の住所 |  | | |
| 租税条約の規定に基づく所得税の免除について | 所得税については、日本国と　　　　　　　　　　との間の租税条約第　　　　条　　第　　　項により、租税条約に関する届出書を　　　　　　　年　　　月　　　日に税務署に提出して免除を受けています。 | | | |
| 免税となる所得 | 支払者名称 |  | | |
| 支払者所在地 |  | | |
| 契約期間 |  | | |
| 所得の種類 |  | 支払金額 |  |
| 支払方法 |  | 支払期日 |  |
| 職務の内容 |  | 資格 |  |
| 納税管理人  ※届出している場合 | 氏名 |  | | |
| 住所 |  | | |
| その他参考と  なるべき事項 |  | | | |

※添付書類

・本人確認書類（個人番号カードの表面、在留カード、パスポート、運転免許証のいずれか一つ）の写し

・税務署に提出された「租税条約に関する届出書」の写し（お持ちの場合のみ）

※注意事項

・提出期限（３月15日）までにご提出ください。（土曜日、日曜日、祝休日等閉庁日の場合は翌開庁日）

・届出書は毎年提出していただく必要があり、提出がない年は免除を受けられませんのでご注意ください。